

(公印省略)

情報審第2563号
令和3年10月25日

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めましたので、通知します。

記

1 諒問事件

諮問番号：令和3年（行情）諮問第399号

事件名：保険金請求歴情報交換制度実施要領の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和3年11月15日（月）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックス

スで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを交付することとしますので、御了承願います。

総務省 情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電話 03-5501-1730

ファクシミリ 03-3502-7350

令和 3 年 (行情) 諒問第 399 号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条の規定に基づき、諮詢庁の閲覧に供することは、

差支えがない。

適当ではない。

(適当ではない理由)

理由説明書

国土交通省

1 本件審査請求について

本件開示請求は、令和3年6月25日付で、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）に基づき、国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）に対して、「日本損害保険協会の保険金請求歴情報交換制度の利用手続が書いてある文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めたものである（なお、その他の文書の開示請求もあったが、本件審査請求の争点ではないため省略する）。

処分庁は、「保険金請求歴情報交換制度実施要領」（以下「本件対象文書」という。）について、法第5条第2号イに該当する部分を除き、一部開示決定をした（同年7月21日付け国官参自保第250号。以下「原処分」という。）。

審査請求人は、同年9月7日付で、諮問庁に対し本件審査請求を提起した。

2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

原処分の取消しを求める。

保険金請求者としては自らの保険金請求歴を当然に把握できる立場にある以上、日本損害保険協会が把握している保険金請求歴の内容が保険金請求者に明らかになったとしても、不正な保険金請求につながるとはいえないから、不開示部分は法第5条第2号イに該当しないといえる。

3 原処分に対する諮問庁の考え方

(1) 保険金請求歴情報交換制度は、一般社団法人日本損害保険協会が主宰する制度であり、自動車保険、自賠責保険、傷害保険の人に係る保険等、携行品に係る保険等における不正請求を排除し、公平・公正な損害額算定および適正な保険金支払いを実現するため、共同利用者（保険会社等、損害保険料率算出機構、国土交通省）の間で、保険事故の被害者（受傷者）に関する過去の保険金請求の有無等の情報を確認・共有する制度である。

本件対象文書は、日本損害保険協会が作成した、この制度の実施要領である。

(2) 利用方法やデータの保有期間等が記載されている部分が法第5条第2号イに該当するとして不開示としたが、審査請求人は、原処分の不開示部分について不服を申し立てている。

不開示部分には、制度の対象となる保険種目や、事故情報の保有期間、情報交換の仕組みが記載されている。これを公にすれば、この情報交換制度による確認を免れる態様での不正請求を企てる者が発生する可能性が相当程度考えられ、共同利用者である保険会社等が被害者となるなど、保険会社等の正当な利益が害されるおそれがある。したがって、不開示部分が法第5条第2号イに該当するとした原処分は妥当である。

審査請求人は、保険金請求者は、日本損害保険協会の把握する自身の保険金請求歴の内容を知っているから不正な保険金請求につながるとはいえないと主張するが、本件対象文書はこの制度の具体的な運用について規定したものであることから、保険金請求の内容が保険金請求者に明らかになったとしても不正な保険金請求につながるとはいえない

いという趣旨の主張はあたらない。また、実態として保険金詐欺事案は発生しており、それを可能な限り防止するためには、本件の不開示部分を開示することはできない。
よって、原処分を維持するのが相当である。